

## 要望書（回答）

### 1 新型コロナ感染症対策

新型コロナウイルス感染症の影響から厳しい状況に置かれる地域公共交通に対する支援の拡充

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

公共交通事業者につきましては、依然として新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大変厳しい経営状況に置かれていることを認識しており、これまで複数の支援を実施してきたところです。

しかし、公共交通のみならず、他の業種においても同様に厳しい状況であることから、今後につきましては、国の交付金の動向などを注視しながら、市全体としての支援の方向性を見極める必要があると考えております。

### 2 公共交通の維持・活性化

(1) 交通政策基本計画に基づく施策の推進、改正地域公共交通活性化再生法に基づく地域交通計画の策定（自家用有償輸送を活用する場合、交通空白地域に限定すること）

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

本市におきましては、昨年の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正を踏まえて「苫小牧市地域公共交通計画」を本年6月に策定しているところです。

今後、計画に基づき各施策を進めるにあたっては、計画の基本理念としている「将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの形成」に加えて、本年5月に閣議決定された「第2次交通政策基本計画」の内容を踏まえながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、自家用有償運送につきましては、現時点で新たに導入する予定はなく、まずは既存の公共交通を活用したうえで移動手段の確保に努めてまいりたいと考えております。

## (2) 持続可能な地域公共交通の実現のためクリームスキミング的な新規参入の防止

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

採算性の高い路線のみ運行を行い、収益を上げるような「クリームスキミング」と見られる新規参入が行われると、公共性を保つことが困難となり、利用者にとって重要な移動手段が確保されなくなるおそれがあります。

昨年の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正により、乗合バスの新規参入等の申請があった場合には、地方公共団体に通知されることから、情報収集を行い、将来にわたり安定的な地域公共交通の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

## (3) 「地域公共交通確保維持改善事業」を活用する各事業に対する地方自治体の支援（従来の協調補助に相当以上の支援）

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

本市におきましては、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」を活用する事業のうち、ユニバーサルデザインタクシー導入のほか、JR 苫小牧駅に、視覚障がいのある方がホームの方向を判別可能となる内方線ブロックの整備に対し、誰でも安心して公共交通を利用できるよう、国と協調して補助を行ってきたところです。

今後につきましても、事業の趣旨や内容を踏まえ、市としての支援の方向性を判断してまいりたいと考えております。

## (4) 観光振興対策の強化（多言語対応案内やバス・タクシー乗り場整備、交通系ICカード導入・システム更新への支援など）

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

各種観光振興対策への支援につきましては、「苫小牧市地域公共交通計画」の基本理念である「将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの形成」の実現に向けて、公共交通の維持・確保や利用促進などの観点から各種取組を今後進めてまいりますが、その中で、関係者と協議しながら市としての支援の方向性を判断してまいりたいと考えております。

## (5) 公共交通に関わる防災・減災対策の強化と、乗務員の安全を十分に担保した災害発生時の交通確保計画・避難対応マニュアルの整備

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

本市としましても、公共交通に関わる防災・減災対策は重要であると認識していることから、災害が発生しても物資の輸送等が滞ることのないよう、災害に強い都市づくりを推進しており、ライフラインや道路・橋りょうの整備について苫小牧市地域防災計画にも定めているところです。

なお、苫小牧市で想定される災害については市で作成しております「防災ハンドブック」でも確認することができますので、あらかじめ災害リスクについて把握していただき、日頃より対策を講じていただければと思います。

また、乗務員の安全確保や避難対応マニュアルにつきましても、交通機関によって必要な対策などが多種多様であることから、市として定めているものではございませんが、策定の支援・助言等は必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

## (6) 地方自治体の交通計画策定などを盛り込んだ交通政策基本法に基づく条例の制定

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

本市におきましては、現時点で地域公共交通に関する条例の制定は予定していないところですが、「苫小牧市地域公共交通計画」は本市における地域公共交通の基本的な方針となることから、本計画に基づいて将来にわたり持続可能な地域公共交通の確保に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

## (7) 対象事業に委託バス輸送を含む公契約条例の制定

【回答】（財政部契約課 担当）

賃金など労働条件に関する基準については法律で定めるべきとの考えから、公契約条例に代えて平成24年4月に公契約基本方針を策定しております。

当該基本方針に基づき、市場実態を反映した予算額や予定価格の設定、最低制限価格の設定による発注を通じて、受注者の適正利益を確保することで、労働者の処遇確保を図るとともに、地元企業の優先活用などを通じて地域経済の活性化に努めております。

また、当該基本方針に掲げる基本目標推進のため、「苫小牧市公契約改革プラン（第4期）」（令和3～5年度）に基づき各種取組を実施しており、実施期間毎に進捗状況に応じた弾力的な改善を行いながら、入札・契約制度の公平性・透明性・競争性の向上に努めております。

## (8)障がい者の公共交通利用に対する地方自治体から事業者に対する支援（運賃割引、バリアフリー化促進）

【回答】（総合政策部まちづくり推進課、福祉部障がい福祉課 担当）

路線バスへの補助につきましては、北海道との協調補助及び市単独補助において、毎年5～6千万円程度の補助を行っておりますが、障がい者の運賃割引について、市内路線バス無料乗車証、福祉ハイヤー助成制度、重度障がい者タクシー料金助成制度があり、バス事業者、タクシー事業者に対し支援を行っております。利用者への助成制度があることで利用が増え、事業者に対しても間接的な支援となっていると考えております。

また、車椅子ご利用の方、ベビーカー利用の親子連れなど、誰でも安心して利用できるユニバーサルデザインタクシーの導入に対し、国と協調して補助を行っております。今後も国の動向などを注視しながら、支援を行ってまいりたいと考えております。

## (9)カスタマーハラスメント対策や第三者暴力行為の防止等の防犯体制の強化

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

カスタマーハラスメントは、従業員の心身に大きな影響を与える重大な社会問題であると認識しております。

交通事業者と連携し、被害の有無等情報共有に努めるとともに、乗車マナーに関するポスター掲示など、乗客に対する周知を行い、適切な公共交通利用を促進してまいります。

## 3 バス関係

### (1)既存バス事業者を基軸にした自治体単独補助の拡充と予算の確保

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

市内路線バス事業者への補助につきましては、現在、路線維持を目的として、北海道との協調補助及び市単独補助を行っております。令和2年度実績で総額8,735万5千円を補助しておりますが、新型コロナウイルスの影響による利用減により、前年度に比べおよそ1.5倍増加しております。

他市では補助額に上限を設けているところがある中、本市においては、上限を設けず、当初予算を超える場合には補正予算を計上して対応しております。

市民の日常生活における重要な移動手段の確保のため、一定程度の支援は必要であると考えており、今後につきましては、地域公共交通計画による路線再編などの取組みを進め、運行効率、利便性向上を図りながら、引き続き予算の確保に努めてまいります。

## (2)生活交通の確保をめざす「地域公共交通会議」の慎重協議と全会一致の合意

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

本市では、道路交通法に基づく「地域公共交通会議」の位置づけとして「苫小牧市公共交通協議会」を設置し、地域公共交通に関する協議を行っております。

本協議会におきましては、バス路線の変更など生活交通の確保に関する協議の中で意見交換を行い、議決を行っております。

今後につきましては、これまでと同様、全会一致での議決に努めるとともに、公共交通事業者に対し、協議時間確保のため、事前の情報提供を引き続きお願いしてまいりたいと考えております。

## (3)自治体運営のコミュニティバス等に関わる事業者選定にあたって、国交省が示した「コミュニティバス導入にあたってのガイドライン(国土交通省2009年12月18日発)」の趣旨の徹底

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

本市におきましては、現在、2つの地域で予約運行型バスを導入しており、運行事業者選定にあたっては、「コミュニティバス導入にあたってのガイドライン」の趣旨を踏まえ、運行体制や利用者の利便性等を考慮しております。

また、ガイドラインでは、路線定期運行を基本としつつ、地域の特性に応じたその他のサービスを組み合わせることによって、全体として整合性の取れたネットワークを構築することが重要とされており、本市の予約運行型バスは、市内路線バスが運行していない路線、時間帯における通院、通学、買い物等の移動手段として、路線バスを補完し実質的に競合することがないような運行計画としております。

今後につきましては、引き続きガイドラインの趣旨を踏まえて定時定路線の路線バスを基本としつつ、利用状況や収支状況などを考慮し、地域の実態に合った運行形態を慎重に見極めていきたいと考えております。

## (4)改正地域公共交通活性化再生法に基づくバス路線網整備と利用促進

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

本市では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律で規定する地域公共交通計画を、本年6月に策定したところであります。

同法では、地域公共交通計画策定において、地域公共交通の現状、問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形成し持続させることを目的に、地域全体の公共交通のあり方、住民・交通事業者・行政の役割を定めるとしており、本

計画はその趣旨を踏まえ、本市における持続可能な公共交通網の形成に向けて、三位一体（事業者、行政、市民・利用者）で取り組むこととしております。

今後につきましては、本計画に基づき、バス路線再編としての路線集約化やルートの見直し、需要に合わせた運行本数の調整等を行い、利便性と効率性のバランスを考慮しながら、バス路線網整備、利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

**(5) 自治体・教育委員会による貸切バス事業者の選定にあたって、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」（国土交通省2012年6月29日発・2014年4月一部改正）の趣旨の徹底**

**【回答】**（教育部総務企画課 担当）

本市においては、植苗小中学校スクールバスの運行管理、その他貸切バス事業者との契約において、事業許可を受けた事業者に委託し、契約仕様書において関係法令を遵守した安全な運行管理を行う旨を定めているところであり、今後もガイドラインの趣旨を徹底し、適正な運行に努めてまいります。